

335 審査請求における口頭意見陳述の方式

増井良啓

租税判例研究会

熊本地裁平成七年一〇月一八日判決

(平成三年(行ウ)第一二号、高倉啓一対国税不服審判所長、裁決取消請求事件、確定)

訟務月報四三巻四号一二三九頁

[参照条文] 国税通則法一〇一条・八四条、憲法三条・三三条

[事実] 原告Xは、建築業を営む白色申告者である。Xの昭和六一年分から六年分の所得税につき、所轄税務署長が推計により更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分を行つた。これに対し、Xは、異議申立てをして、平成二年八月二十五日、被告Y(国税不服審判所長)に審査請求をした(以下「本件審査請求」という)。Xは同日、一二名の者を代理人に選任した。Xはさらに、一二月三日、税理士・弁護士七名を新たに代理人に追加して選任した。

平成三年一月一九日、Xの代理人四名が、I担当審判官と面接し、□頭意見陳述の申立てを行つた。このとき、I担当

審査請求人から意見陳述を聞くことが重要であり本人で言い足りないなどの場合にこれを補う者がいれば足りる、②多人数が同席すると異常な雰囲気になり気が散つて陳述の真意を受け取り難いことがある、と指摘し、さらに、口頭意見陳述の人数を制限するのではなく一回の入室者を三人以内とするにすぎないなどと述べた。

結局口頭陳述が行われないまま、四月一九日、Yは、本件審査請求を棄却する旨の裁決をした(以下「本件裁決」)。そこで、Xが本件裁決の取消を求めて出訴したのが、本件である。Xの主張は、Yの審判官が口頭意見陳述の機会を与えたから、本件裁決は憲法三一条、三二条に違反する重大かつ明白な瑕疵があるというにあつた。

[判旨] 請求棄却。

一 「国税通則法(以下「法」といふ。)一〇一条一項によつて準用される同法八四条一項によれば、担当審判官は、審査請求人から申立てがあつたときは、審査請求の機會を与えなければ

辞去した。

その後、口頭意見陳述の方式につき、XらとI担当審判官の間で何度もやりとりがあつた。その中で、三月一八日、I担当審判官は、一回ごとの入室人員を三名以内が妥当と判断した理由について、

①審査請求の内容を最もよく知っている審査請求人から意見陳述を聞くことが重要であり本人で言い足りないなどの場合にこれを補う者がいれば足りる、②多人数が同席すると異常な雰囲気になり気が散つて陳述の真意を受け取り難いことがある、と指摘し、さらに、口頭意見陳述の人数を制限するのではなく一回の入室者を三人以内とするにすぎないなどと述べた。

としても、申立て人にとって意見陳述が不可能に等しい機会を与えた場合のように、審判官が右裁量の範囲を逸脱したと認められるときは、審理手続は違法となり、裁決も取消しを免れないといふべきである。」

二 「I審判官がXらに申し出た、Xら九名を三名ずつ三回に分けて意見陳述を行う旨の方法は、裁量の範囲を逸脱したものとはいえず、したがつて、I審判官はXらに対し、口頭意見陳述の機会を与えたものと認めるべきであり、しかも、Xらにとって意見陳述が不可能に等しいようなものであつたということもできない。それにもかかわらず、Xは、X

リスト

1997. 11. 15 (No. 1123)

ら九名全員が一堂に会しての意見陳述でなければならぬとの立場に固執して、Yの指定した口頭意見陳述の機会を放棄したものである。よって、本件審査請求の審理手続は適法というべきであり、Xの主張する憲法三一条、三二条違反の問題が生じる余地もない。」

〔評釈〕 結論に賛成。

本件の争点は、審査請求における口頭意見陳述の方式として、九名全員を一度に入室させず、三名ずつ三回に分けて聴取を行うことの是非である。

一 本判決の位置づけ

国税通則法（以下「通則法」という）一〇一条は、審査請求の審理および裁決について、異議決定の手続を準用している。準用される八四条一項を読みかえると、「担当審判官は、審査請求人から申立てがあったときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えないければならない」となる。この規定自体には、書面審理と口頭審理のどちらを原則とするのかが、定められていない。その背景には、沿革上の理由が存在する。

この規定は、昭和四五年の国税不服審判所創設に伴い、導入されたものである。若干沿革をたどれば、(1)すでに昭和二五年の国税庁協議団及び国税局協議団令（以下「協議団令」）五条は、「合議体が協議を行うに当つては、当該協議に付された事案について……当該審査の請求を

した者にその意見を述べる機会を与えなければならない」としていた。(2)昭和三七年になると、行政不服審査法（以下「行審法」と通則法が制定された。この段階では、通則法に自足的な規定を設けず、行審法二五条一項（審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参考加入の申立てがあつたときは、審査庁は、申

立人に口頭で意見を述べる機会を与えない）が適用されていた。その限りでは、書面審理が原則である。ただ長が裁決をする場合には、協議団の議決に基づいてこれをしなければならず、この協議団の協議手続については、右の協議団令五条が適用される。その結果、「協議団による審理は、口頭審理を原則とする」と意味し……書面審理の原則をこの限度で修正しているものともいふことができる」（田中二郎「租税法」三〇五頁（一九六八））と解されている。(3)昭和四三年七月の税制調査会「税制簡素化に

關する規定を審査請求に準用することと取を行つた。そこで、(4)この答申を受けた昭和四年の通則法改正では、口頭意見陳述以

外には、審理手続について具体的な規定がおかなかつた。しかも、異議申立てに關する規定を審査請求に準用することとされた。国会における政府委員の答弁では、通則法八四条は必ずしも口頭審理を定型化をはかる」ものとされていた（第

六回国会衆議院大蔵委員会議録第七号昭和四年三月三日一八頁）。(5)その後、口頭意見陳述の比重をどの程度重いものとみるかにつき、学説は分かれた（南博方編「注釈国税不服審査・訴訟法」七九頁（堺澤良執筆、一九八二））。実務の運用上は、書面審理を基調としつつ、口頭意見陳述を補充的に用いてきた。たとえば、口頭意見陳述の要点は「口頭意見陳述録取書」に記録し、審査請求書・答弁書・反論書等とともに争点整理の基礎とするものとさ

れていた（審査事務提要五八および五三（南博方「租税争訟の理論と実際（増補版）」一五二頁（一九八〇）所収））。

このような展開の下、口頭意見陳述の具体的な方式については、明文の規定を欠く状態が続いている。口頭意見陳述の方式に関する先例としては、異議申立てとして裁決の瑕疵を主張していたのに対し、本判決は法令の合憲性を前提としつつもつばら本件裁決が適法になされたかどうかを論じている。しかし、本件が憲法の条項と何ら関係がないと断ずるのは、早計であろう。おもうに、通則法が口頭意見陳述に關して規定をおいたのは、憲法一三条および三一条に由来する手続的権利の保障の要請に応えるためと解するべきである。もつとも、具体的な審理手

つた。異議申立ての審理手続について、「納稅者の個別性に応じた審理を行う必要がある」と認められるので、その調査・審理手続については、細かい規定を設け、異議申立ての審理手続について、明文の規定をまつてある。この答申を受けた昭和四年の通則法改正では、口頭意見陳述以

お、この事案では、原告は代理人一三人とともに税務署に出頭した）。右岡山地判が異議申立てに關するものであつたのに對し、本判決は、審査請求に關して口頭意見陳述の方式が争われたはじめての裁判例である。内容的には、意見陳述の方式が審判官の合理的裁量に委ねられている見陳述の方式が争われたはじめての裁判例である。内容的には、意見陳述の方式が審判官の合理的裁量に委ねられている旨判示した点に、重要な意義が認められる。

二 判旨の検討

1 判旨一は、国税通則法が口頭意見

陳述権を認めたと解した上で、その趣旨として手続的権利の保障による職権審理

の専斷防止、および、口頭意見陳述による書面審理の補充をあげる。これをうけ

て、口頭意見陳述をいかなる方式で実施するかは、右の趣旨に反しない範囲で審

判官の合理的裁量に委ねられているとす

統のあり方が憲法上一義的に決まってし
るとみることには無理がある。規律の内
容について立法裁量の幅が残されている
ものと解すべきであろう。現行法の規律
もさまざまであり、①通則法とはば同様
の規定をおくもの（社会保険審査官及び社
会保険審査会法九条の二、労働保険審査官及び社
び労働保険審査会法一三条の二）、②公開の
□頭審理を要求するもの（都市計画法五〇
条三項、建築基準法九四条三項、地方税法四
三三条については最判平成二年一月一八日民
集四四巻一号二五三頁参照）、③申立てがあ
った場合に公開の□頭審理を必要とする
もの（國家公務員法九一条二項、地方公務員
法五〇条一項）、④□頭審理と書面審理を
併存させるもの（特許法一四五条）、⑤公開
審理を原則とし被審人の防禦権を明定
するもの（独禁法五二条・五三条）、⑥公開
審理による□頭弁論を必要とするもの
(海難審判法三六条・三九条)等が存在す
る。書面審理を基調とする現行実務も、
このような幅の許容範囲の中にあるもの
と考える。こう解すると、憲法論への応
答不足は気になるものの、判旨の判断枠
組自体は成立しうる。

が、規定の欠如は、当該問題が解釈に委ねられていることを意味するにとどまる。(2)口頭意見陳述の方式は行政の自由な形成に委ねられているという考え方もありえよう。けれども、国税不服審判所の審判機関としての性格との関係で、問題が多い。(3)むしろ、次のように考えるべきではないか。適正な審理のためには、ゲームのルールの中立的な管理者が必要である。だからこそ、判決手続においては、裁判官に訴訟指揮の権限が認められていて、裁判官による審理のためには、審理方式の選択すら、裁判官の裁量に委ねられる(民事保全法七条による民訴法二九四条)。民事保全手続においては、審理方式の選択すら、裁判官による審理の進め方にについてのこのようないわゆる裁量を、近年の学説は、手続裁量と呼んでいる(加藤新太郎『手続裁量論』六七頁〔一九九六、初出一九九三〕)。この議論自体は裁判官に関するものであるが、審判官もまた、手続運営を主宰する責任を委ねられている点で、裁判官と異なるところがない。審査請求における審判官を処分庁からも裁決機関からも分離した中立的な存在と位置づければ、右の意味における手続裁量の存在を肯定することも可能と思われる。

合には意見陳述の機会を与えなかつたものとして端的に通則法八四条違反とすれば足りる（不服審査基本通達〔審査請求関係〕一〇一・二についても同じコメントがあつてはまる）。(2)一般論としては、学説にいわゆる裁量権の逸脱・濫用論をあてはめることができよう。たとえば、重大な事実誤認や、目的違反、平等原則違反、比例原則違反の場合、違法となろう（塙野宏「行政法I〔第二版〕」一一〇頁〔一九九四〕）。(3)より具体的には、□頭意見陳述を認めた制度趣旨としての手続的権利の保障に着目し、審査請求人の防禦権を侵害したかどうかを個別事案に即して審査すべきものと考へる。

た事案とはいひがたい。

5 引用を省略したが、判旨は、代理人の代理権および口頭意見陳述権の侵害がなかつたとしている。右の認定を前提とすれば、妥当である。

三 本判決の射程距離

本判決の一般論は、口頭意見陳述に関して同様の規定をおく行審法二五条（および二二①の規定）にも、射程が及ぶものと考える。ただし、念のために付言すれば、「合理的な裁量」という基準は、担当審判官のいかなる措置をも無限定に許容するものでなく、あくまで審査請求人の防禦権との関係で外枠のある基準である。

直接の争点とされていないが、本事案には審査請求の審理に関する種々の論点が伏在している。たとえば、参加審判官の権限、期日指定の方法、代理人の選任方法、審判官による現地調査などである。その意味でも、興味深い研究素材を提供しているものといえよう。